

淡路花博 20 周年記念 花みどりフェア ロゴデザイン使用規程

(趣旨)

第 1 条 「淡路花博 20 周年記念 花みどりフェア ロゴデザイン」(以下、「ロゴデザイン」という。)を使用する場合の取扱いについては、この規程に定めるところによる。

(規格)

第 2 条 ロゴデザインの規格は、別紙 1「淡路花博 20 周年記念 花みどりフェア ロゴデザイン使用マニュアル」によるものとする。

(使用承認申請書)

第 3 条 ロゴデザインを使用しようとする者(以下、「申請者」という。)は、淡路花博 20 周年記念 花みどりフェア ロゴデザイン使用承認申請書(以下、「申請書」という。)(様式第 1 号)に次の各号の書類を添えて淡路花博 20 周年記念事業実行委員会委員長(以下、「委員長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 企業、団体等の概要が分かる書類
 - (2) ロゴデザインの使用状況が分かる使用案、デザイン案などの資料
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請は不要とする。
- (1) 営利目的以外で、淡路花博 20 周年記念事業実行委員会(以下、「実行委員会」という。)構成団体及びその構成員が使用する場合
 - (2) 新聞、テレビ等の報道機関が報道若しくは広報目的で使用する場合
 - (3) 旅行会社、雑誌社等が淡路島への誘客を目的とした旅行商品や記事に使用する場合

(使用承認基準)

第 4 条 委員長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合、ロゴデザインを使用しようとする商品又は宣伝広告品(以下、「商品等」という。)の種類、内容等を審査し、適当と認めた場合は、淡路花博 20 周年記念 花みどりフェア ロゴデザイン使用承認書(様式第 2 号)により承認し、申請者に通知するものとする。この場合において、委員長は必要があると認めるときは、ロゴデザインの使用方法について条件を付することができる。

(使用不承認基準)

第 5 条 委員長は、第 3 条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合、ロゴデザインを使用しようとする商品等の種類、内容等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 兵庫県あるいは淡路島のイメージを傷つけ、又は淡路花博 20 周年記念 花みどりフェア開催の妨げとなるおそれがある場合

- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え若しくは与えるおそれがある場合
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行うものが使用する場合又はこれらの者に商品等を販売する場合
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を行うと認められる場合
 - (6) その他、委員長が承認しないことが適切であると判断した場合
- 2 前項の規定により使用不承認とする場合は、淡路花博 20 周年記念 花みどりフェア ロゴデザイン 使用不承認通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（使用の条件）

第 6 条 第 4 条の規定による使用承認を受けた者（以下、「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用内容のみに使用すること。
- (2) 承認を受けた権利を他人に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 「淡路花博 20 周年記念 花みどりフェア ロゴデザイン使用マニュアル」に従い定められたデザイン、書体等を正しく使用すること。
- (4) 淡路花博 20 周年記念 花みどりフェアのイメージを損なう使用、展開又は応用をしないこと。
- (5) ロゴデザイン等を使用した商品等の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等の提出をもって代えることができる。

（使用期間）

第 7 条 ロゴデザインの使用期間は、淡路花博 20 周年記念 花みどりフェアの終了する令和 3 年 5 月 30 日までとする。ただし、申請書に記載する使用期間が令和 3 年 5 月 30 日より前である場合には、当該使用期間が終了するまでとする。

（使用状況等の調査）

第 8 条 委員長は、ロゴデザインの適正な使用を図るために必要と認める場合、使用者に対しロゴデザインの使用状況について報告を求めることができるものとする。

（使用の非独占性）

第 9 条 ロゴデザインは、独占的に使用しないものとする。

（使用料）

第 10 条 ロゴデザインの使用料は、無料とする。

（承認事項の変更）

第 11 条 使用者は、承認事項の内容を変更する必要があるときは、淡路花博 20 周年記念 花みどり

フェア ロゴデザイン使用内容変更承認申請書（様式第 4 号）に次の各号の書類を添えて委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 当初の淡路花博 20 周年記念 花みどりフェア ロゴデザイン使用承認書の写し
 - (2) 変更後のロゴデザインの使用状況が分かる使用案、デザイン案などの資料
- 2 第 3 条から第 5 条までの規定は、前項の承認について準用し、淡路花博 20 周年記念 花みどりフェア ロゴデザイン使用内容変更承認書（様式第 5 号）により承認し、使用者に通知するものとする。

（承認の取り消し）

第 12 条 委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承認を取消し、使用者に対して、使用の停止及び商品等の回収等の適切な措置を請求することができ、商品等の回収費等は、使用者が負担することとする。使用者は使用承認が取消された場合、取消しの日から使用することはできないものとする。

- (1) この規程に違反した場合
 - (2) 使用承認に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 第 5 条各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他使用継続が不相当であると認められた場合
- 2 前項の規定により使用承認を取消しとする場合、淡路花博 20 周年記念 花みどりフェア ロゴデザイン使用承認取消書（様式第 6 号）により使用者に通知するものとする。

（無断使用）

第 13 条 委員長の承認を受けずにロゴデザインを使用している者、又は使用を予定している者に対しては、使用の停止及び商品等の回収を求めることができるものとする。

（損失補償等の責任）

第 14 条 委員長は、ロゴデザインの使用承認したことに起因する損害が生じても、その責任を一切負わない。

- 2 委員長は、第 12 条第 1 項の規定によりロゴデザインの使用承認を取消した場合、使用者に損害が生じても、その責任を一切負わない。
- 3 委員長は、使用者がロゴデザインの使用により第三者に対して損害又は損失を与えた場合、それによって生じた損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。
- 4 使用者は、ロゴデザインの使用に際して故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合、それによって生じた損害賠償を実行委員会に賠償しなければならない。

（補則）

第 15 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和元年 11 月 20 日から施行する。